

地方創生から見た生涯学習施策 ～図書館サービス事例を参考に～

泉山靖人（東北学院大学）

1. はじめに

第二次安倍政権は、その重要施策の一つに位置づける地方創生推進のため、内閣官房に「まち・ひと・しごと創生本部事務局」を設置するなど、体制づくりをすすめている¹。ここで言う「まち・ひと・しごと創生」は「人々が安心して生活を営み、子供を産み育てられる社会環境を作り出すことによって、活力にあふれた地方の創生を目指すことが急務」であるとの課題意識から、「地方において、『しごと』が『ひと』を呼び、『ひと』が『しごと』を呼び込む『好循環』を確立することで、地方への新たな人の流れを生み出すとともに、その『好循環』を支える『まち』に活力を取り戻す」取り組みを進めるものである。そこでは（1）自立性（自立を支援する施策）、（2）将来性（夢を持つ前向きな施策）、（3）地域性（地域の実情等を踏まえた施策）、（4）直接性（直接の支援効果のある施策）、（5）結果重視の5原則に沿った政策の整備をうたっている²。

一方、このような施策に先立ち、公共図書館をめぐるまちづくり・ひとづくりの取り組みが各地で試みられてきている。それらの取り組みの一部は、「税金を使う図書館から税金を作る図書館へ」とのキャッチコピーで示されるように、従来はともすれば趣味教養のための文化施設として捉えられがちであった図書館のサービスに、まちづくり・ひとづくりを意識した内容・手法を取り入れようとするものであり、特に情報入手において不利な状況に陥りがちな中小企業などを念頭に、商業活動の継続、発展、あるいは起業等に資する情報資源を有料データベースをも含めて公共図書館が提供し、地域の商業活動を活性化させようとするビジネス支援や、法的知識が不十分なために自らの権利を享受しえない住民に対し判例や法解釈などさまざまな問題状況に応じた法情報を提供し、情報面で個人の権利の保障を達成しようとするリーガルサービスなどの形で実現化している。また、心の問題を含む医療情報提供、就業支援、貧困・困窮者支援など、様々な取り組みがなされている。

これらの取り組みに求められるスキルは従来型の「図書館司書」の養成課程において充分に習得されうるものではなく、それぞれの領域ごとの民間団体等により必要な力量の形成を目的とした取り組みがなされている。

その一方で、このような取り組みの一部は図書館単独の取り組みではなく、関係部局と

の連携により実施され、あるいは強化されている。例えば、ビジネス支援を展開する静岡市立御幸町図書館では同じ施設に設置されている静岡市産学交流センターや静岡市の産業行政担当部局との共同により、中小企業診断士等による相談業務と図書館による情報支援をシームレスに提供する取り組みをおこなうなど、主に社会教育系の部署が所管する図書館の情報支援サービスと他の部局の施策を結びつけることにより、より高度な住民支援を実現しようとする取り組みが各地でおこなわれている。

また、大学との連携によるセミナーを開催している図書館もあり、秋田県立図書館では、2018年度より秋田大学医学部附属病院との共同主催による「がん情報セミナー」を開始、2019年度には横手市教育委員会を共催として横手市立雄物川図書館を会場として同セミナーを実施している。

このような医療情報サービスに関わる大学病院等と図書館との連携は他地区でも見られるが、先行事例となる長崎市立図書館では、病院に来る前の段階の人々に医療情報を届ける目的の下、長崎大学病院等と連携し、がん情報コーナーの設置などを行っている。

2. 公共図書館と観光情報を通じたまちづくり

このようなまちづくり・ひとづくりを意識した取り組みが図書館界においても進行する中で、地域の観光産業を意識した取り組みもおこなわれている。一部では地域の観光資源に関連する図書館資料のコレクションを構築する形で実現されており、青森県立図書館（観光パンフレットコーナー）、北見市立留辺蘂図書館（温泉と観光コーナー）等の取り組みがある。

また、地域の課題解決に向けた取り組みをおこなう図書館の有志が結成した「図書館海援隊」の参加館にはJリーグと連携した取り組みをおこなうところがあるが、その取り組みには各チームのホームタウンに関する観光情報を交換し、チーム応援のために各地を訪問するファンとその土地の観光資源を結びつけ、観光活性化の契機としようとするものが含まれている。

まちづくり施策との関わりでは、図書館運営に関する事務を市民生活部が補助執行³し、新美南吉をテーマとしたまちづくりの担当課（まちなか連携係）と図書館を同一組織（アンフォーレ課長と図書情報館長が兼務。2019年4月1日時点の組織図では、司書有資格者を充てている）として中心市街地拠点施設「アンフォーレ」を運営する愛知県安城市のような例もある。

本報告で取り上げる恩納村文化情報センターは恩納村博物館に併設された複合施設であり、その設置目的は「地域の文化情報資源を活かし、村民の多様な文化活動を支援するとともに、本村の魅力を発信することにより、人及び文化の交流促進を図り、地域の活性化」⁴を図ることとされている。文化情報センターは、図書館、観光情報案内フロア、コミュニティルーム、展望室で構成されており、観光情報案内フロアは恩納村商工観光課が、それ

以外は恩納村教育委員会が管理運営を主管している⁵

観光情報フロアは、以下の業務をおこなうものとされている⁶。

第21条 観光案内フロアは、恩納村を中心とした沖縄北部の観光情報提供のため次の事業を行う。

- (1) 観光情報の収集、提供に関すること。
- (2) 恩納村に関連する写真の収集、提供に関すること。
- (3) 観光フロア什器の操作補助に関すること。
- (4) 観光地の案内に関すること。
- (5) 村内観光事業所との連携に関すること。
- (6) その他必要な事業。

ここで、「恩納村を中心とした沖縄北部」と規定されているが、観光案内フロアでは恩納村のみならず、恩納村および隣接する金武町を「入り口」とするやんばる地区（沖縄北部）の観光情報を対象として扱っており、観光情報の面から地域のゲートウェイとしての役割を担うことが期待されている。

(1) に関連して観光情報フロアで提供される情報は、観光パンフレットのほか、関連資料、観光情報からなる。関連資料には、(3) とも関連するが、所蔵する書籍に貼付したICタグを利用し、書籍を端末にかざすと関連情報が自動的に画面上に呼び出される仕組みも導入されている。観光情報は壁面に設置された地図上に掲示される他、図書館職員他が収集した地域資料等を情報端末で検索することも可能である。

また、(2) に関連して、写真を地図上に登録するシステムとして「キオクボード」「キオクバンク」も導入され、前者では「観光情報誌では得られない恩納村内の各地域の情報」⁷を発信している。現時点では公開されていないが、地域の古写真を収集し、分類、整理したうえで保管するとともに、データ化し、公開する取り組みもおこなわれている。後者では観光客が撮影した写真を投稿により収集し、閲覧できる仕組みを提供している。

(5) に関連しては、地域のホテルが設置する滞在客向けの読書ラウンジを対象とする選書・資料提供を実施している。調査時には限られた範囲であったが、今後の対象・規模拡大が構想されている。

恩納村において求められる図書館像は「村の観光産業と結びつく特色のある図書館作り」であり、「地域社会を活性化させる情報の拠点としての役割」が同センターの設置目的において特色となっている。

3. 郷土史としての図書館史学習とまちづくり

3-1. 文化船ひまわり保存活動

まちづくりを進めるにあたり、地域に関する学びをその一部に位置づける事例として、三郷市の「三郷学」の取り組みがある。この取り組みにおいては、「三郷の資源（人・自然・地勢・産業・交通・歴史・教育・文化など）を再認識し、社会環境の変化を見据え、三郷の歩むべき方向性を探り、実際に行動する」プロセスを三郷学として捉えている。三郷学の取り組みは、三郷市自治基本条例の第41条(学習・調査研究の支援)にある「執行機関は、市民等が参加し、十分な効果をあげられるよう、市民等が市政や地域社会の課題について学習し、及び調査研究するための支援に努めるものとする。」との規定を根拠としているが、訪問調査に際して、JR武蔵野線を利用しさいたま市などで就業する従来からの住民と、つくばエクスプレスを利用し東京都区内で就業する新規住民に二分されている状況があり、三郷学を通じて三郷市民としての自覚形成をはかることで「地域エゴ」とも言うべき市政への要求の違いを解消することも期待されているとの説明があった。

このような、住民グループごとの意識の違いを乗り越える取り組みになる可能性を持つと思われる取り組みとして、尾道市の住民グループが推進する文化船ひまわり保存運動および文化船ひまわりに関する学びを通じた島嶼部理解の推進がある。

文化船ひまわりは、1961年から1981年まで広島県立図書館が運行した移動図書館船である。当時、「平和を愛する人になるには、まず何よりも、文化に親しまなければならない」^{*}との観点から図書館サービスの全県的展開が進められていたが、瀬戸内海の島嶼部には広島県人口の約1割（約25万人）が暮らしており、陸上における移動図書館車のみのり号のサービスに比して地域格差が指摘されていた。また、港湾施設の関係でフェリー活用による移動図書館車サービスが困難な地域もあり、船を改装した図書館サービスが構想された。音楽会や映画会も実施することが期待され「文化船」と名づけられたひまわりは、1981年に運行を終了するまでに28市町に設けられた延べ728配本所を巡回し、総運行距離は約92,000km、約45万人に約70万冊の本を貸し出したとされている[†]。

引退後の文化船ひまわりは糸余曲折を経て生口島にあった瀬戸田町（現在は合併により尾道市）に寄贈され、文化財として保存されていた。

2015年3月に、尾道市教育委員会が敷地の有効利用と安全面からひまわりの解体・撤去を決定していたことが報じられたことを契機に、地元の医師が保存を教育委員会に申し入れ、地元の中学生等が参加して再塗装が行われた。さらにひまわりの保存に賛同する人が現れる中で尾道市教育委員会は解体・撤去の方針を撤去している。

保存活動に賛同する動きの中で、文化船ひまわりの活動を語り継ぐ取り組みが始まられている。2016年には船内での読み聞かせなど、運行当時の活動を再現する取り組みが行われた。さらにこの取り組みを契機に当時の航海日誌が元船長の家族から寄贈され、当時の活動状況などが、一部ながら資料的にも裏づけられるようになった。

その後、地元誌で取り上げられ、また保存活動の中でペーパークラフトや絵はがきが作成され、それらの売り上げから保存活動に寄付がなされることとなっている。

また、2017年には瀬戸内海を航行するフェリーを会場とした読み聞かせ（文化船ひまわり祭り）などがおこなわれ、同年11月に保存活動を推進する文化船ひまわりB.Bプロジェクトが発足。2018年には同プロジェクトなどによる文化船ひまわりを建造した造船所の訪問や文化船ひまわり祭りがおこなわれた。2019年1月には建造の地である江田島市の公民館を会場に「文化船ひまわり」の歴史に触れる体験会が開催され、協力するペーパークラフトづくりとともに広島県立図書館副館長による講演「映像で伝える文化船ひまわりの歴史」が実施された。

これらの活動は、文化船ひまわりの保存活動を起点としつつ、県内の島嶼部を再びつなげる活動¹⁰へと展開しつつある。報告者による同プロジェクトメンバーへの聞き取りに際しては、市町村合併により政治・行政の中心が島嶼部から本土側に移り、島嶼部に関する事柄の決定に島嶼部住民の意見が反映されにくくなるのではないかとの懸念が示され、文化船ひまわりの活動の歴史を通じて島嶼部の歴史・生活などを旧尾道市域の住民らにも理解を広げたいとの意見もあった。

3－2. 広島県立図書館

上述のように、文化船ひまわりは現在では尾道市の財産であり、その保存について原則として広島県立図書館が関与することはない。その一方で、文化船ひまわりの保存活動に関わって、広島県立図書館が提供する様々な情報が活用されている。

広島県立図書館では文化船ひまわりによるサービスの廃止に際し、『航跡 文化船ひまわり引退記念誌』(広島県立図書館、1982) を刊行し、また『広島県立図書館五十年史』(広島県立図書館、2002) においてもその活動を記録している。その一方で、事務資料等の整理はあまりなされてこず、アルバム台帳に写真が貼られたままの状態などが続いていた。

文化船ひまわりの保存活動が活発になる中、広島県立図書館に対しても情報提供が求められ、同館ではレファレンスの一環として調査を開始した。その中で、当時の雑誌等に掲載された記事の発掘、業務資料として保管されていた写真の整理が進められるなど、新たな情報が確認されている。その一方で、のり付けされたキャプションが剥がれるなど、詳細が明らかではない写真も確認され、展示会などを通じて地域住民からの情報提供を求める取り組みも進められている。

これらの資料を活用したレファレンスがおこなわれるとともに、当時の社会教育事業を記録したビデオなどを取り入れた広島県立図書館活動史の講演等が開催され、文化船ひまわりの保存活動とは別の観点から、広島県立図書館の全域旅游サービスの理念や活動の実態を現在に伝えている。

これらの取り組みは、対外的にはレファレンスサービスなどを通じて利用者に還元され

るが、同時に広島県立図書館の職員にとっても自館の活動理念とその実態を再認識する効果があるとされている。全国的に見ると市町村立図書館の発展に伴い都道府県立図書館設立意義の再検討を求める意見も出ている中で、県立図書館の職員がその意義を学び、今後の施策を検討する材料とすることが期待されている。

4. おわりに

図書館をハブとしたネットワークの在り方に関する研究会報告書『地域の情報ハブとしての図書館—課題解決型の図書館を目指して—』(2005年1月)¹¹等は、図書館が結節点となつて様々なネットワークが結合されることにより地域の情報資産が拡大し、図書館が地域の課題解決力向上に貢献する、というモデルを提示した。地方創生の文脈で捉えるならば、「まち・ひと・しごと創生」が示す（1）自立性（自立を支援する施策）、（2）将来性（夢を持つ前向きな施策）、（3）地域性（地域の実情等を踏まえた施策）、（4）直接性（直接の支援効果のある施策）、（5）結果重視の5原則に沿った取り組みとなる可能性を持つ。

恩納村文化情報センターは、このようなモデルと同じ方向性を持つつ、地域の行政課題でもある観光の活性化に向けた取り組みをおこなっている点が特色となっている。その運営は教育委員会と首長部局がそれぞれ関与することで、住民サービスとしての取り組みを維持しつつ、5原則の（1）～（3）を達成し、観光情報提供による地域産業の活性化によって（4）、（5）を達成する可能性があると思われる。

地方教育行政に関わる機構は、1980年代から教育委員会と首長部局の連携による総合行政化や財團方式による運営への転換、地域団体等との協働・連携など様々な変容を見せてきた。近年では、市町村合併などの自治体基盤の変化、それらと並行する住民や民間事業者との連携・協働による行政推進の取り組みなどを背景とする地方教育行政機構の再編に伴い、自治体の生涯学習も再編が進行しつつある。また、生涯学習施策の目標に地域人材育成（ガバナンス形成やキャリア形成）が位置づけられるなど生涯学習概念にも変容が生じており、この潮流の中で生涯学習事業を首長部局の補助執行とし、また市民協働やまちづくりの文脈に位置づける例も現れた。

公立図書館を含む公共図書館においても、上記『地域の情報ハブとしての図書館—課題解決型の図書館を目指して—』の後、「これから図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～」(2006年3月、これからの図書館の在り方検討協力者会議)などを通じて示された、地域の課題解決に向けた情報サービス拠点としての図書館像確立を、医療・法務情報の提供、貧困・困窮者支援、就業者・ビジネス支援などを掲げることで推し進め、図書館行政の対象領域を文化・教育から、まちづくりやビジネス支援などの従来は首長部局が中心となってきた政策分野へと拡大しつつある。その動きと同期するかのように、2015年時点で補助執行により首長部局が図書館業務を担っている例が132館あると報告されている。

このような動向の中で、いわゆる第9次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）が2019年に成立・施行され、従来は教育委員会が所管してきた図書館等の公立社会教育施設について、「社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断により首長部局へ移管すること」（内閣府）が可能となった。内閣府は、図書館等が首長部局に移管された地方公共団体において、「観光・地域振興分野やまちづくり分野を担う首長部局で一体的に所管できるようになり、社会教育のさらなる振興はもとより、文化・観光振興や地域コミュニティの持続的発展等に資する」（内閣府）ようになると説明している。

このような動向は、但し書きがついてはいるものの、従来は教育委員会制度の枠内で公立図書館のサービスの一例として位置づけられていたまちづくり等が、首長部局への移管に伴いその重みが増し、あるいは公立図書館の目的が首長の政策実現手段として再定位されることにより、図書館政策の教育行政としての性格（特に政治的中立性など）を低減させる可能性すらあり得ることを意味しているように思われる。第9次地方分権一括法による変化がこのような動向に及ぼす影響に注目する必要があると思われる。

三郷学の取り組みが新たな鉄道路線の開設を契機に生じた新たな住民と旧来の住民の融合をその目標に取り込んでいたように、文化船ひまわりを題材とした学習活動は市町村合併により生じた、同一自治体が内包する地理的・歴史的背景を異にする住民間のギャップを解消する契機となる可能性があると思われる。

先述の「まち・ひと・しごと創生」が示す5原則に照らしてみたとき、（3）地域性を起点に開始された取り組みに、（1）自立性、（2）将来性の観点からの意義が見いだされ、現在の活動が展開しつつあると言えよう。そして、その活動は広島県立図書館によるレファレンス等の間接的な取り組みにより援助され、またその取り組みの中で広島県立図書館のミッション再確認といった副次的効果も生じている。その一方で、（4）直接性、（5）結果重視といった観点からは、文化船ひまわりに関する調査を進め、あるいは仮に自治体の事業として文化船ひまわりを題材とした学習を進めても、地方創生に及ぼす影響は限定的であると思われる。

しかしながら、効果が間接的であり、結果についても利用者（学習者）に委ねる中で、学習者が居住地について学び、より多面的な視点を持ちつつ地方自治に関わることが期待される点は、生涯学習的な課題解決、地方創生の取り組みと言えよう。

報告者はこれまでに参加した科研費研究等において、行政課題の生涯学習による解決を模索する取り組み事例を検討してきた。一方で、地方創生などと関わり、今後は生涯学習の首長部局化とその際の課題を検討する必要があるのではないだろうか。

付記：本報告は、科学研究費補助金基盤研究（C）「地方自治体の「まちづくり」「ひとづくり」施策と図書館施策の変容に関する調査研究（研究課題番号：16K04526）」（研究代表：泉山靖人）の成果の一部である。

【註】

*1 内閣官房「地方創生の本格的な推進に向けた体制強化」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/pdf/sousei_kyouka.pdf (2015.11.6最終閲覧)

*2 内閣官房「まち・ひと・しごと創生に関する政策を検討するに当たっての原則」(2014年10月22日)

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/pdf/siryou_h261022.pdf (2019年11月7日最終閲覧)

この原則は「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」でも維持されている。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/r01-06-21-kihonhousin2019hontai.pdf> (2019年11月7日最終閲覧)

*3 安城市教育委員会事務の補助執行に関する規則第2条

*4 恩納村文化情報センターの設置及び管理に関する条例第2条

*5 恩納村文化情報センターの設置及び管理に関する条例第4条

*6 恩納村文化情報センター設置及び管理に関する条例施行規則第21条

なお、恩納村文化情報センターの設置及び管理に関する条例では「観光情報案内フロア」とされているが、恩納村文化情報センター設置及び管理に関する条例施行規則では「観光案内フロア」とされている。本稿では実態に即し、これらを同一のものとして扱っている。

*7 恩納村文化情報センターウェブサイト

<http://www.onna-culture.jp/cultural-information-center/tourism-floor/>

*8 「島から島へ、本を届けて 海を走る図書館「文化船ひまわり」の物語」『せとうち暮らし』Vol.20 (2016) 所収の植田広島県立図書館副館長の説明による。

*9 『広島県立図書館五十年史』広島県立図書館、2002年

*10 「ひとin尾道」朝日新聞2019年3月18日広島版1面

*11 http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/toshou/houkoku/05091401/all.pdf (2015年11月6日最終閲覧)